R6.8.1 宮崎地区 MC 協議会総会承認

宮崎市消防局転院搬送ガイドライン

1　目　的

このガイドラインは、消防局救急自動車による転院搬送についての考え方や基準を明確化にして医療機関と消防局との共通認識の形成を図ることにより、消防局の行う転院搬送の適正化に繋げることを目的としています。

2　転院搬送の基本的な考え方

(1) 救急業務に該当する転院搬送は、「医療機関に搬送され初療の後であっても、当該医療機関において治療能力を欠き、かつ、他の専門病院に緊急に搬送する必要があり、他に適当な搬送手段がない場合は、要請により出動すべきものと解する。」（昭和 49 年 12 月 13 日付け消防安第 131 号、 広島県総務部長あて消防庁安全救急課長回答）との考え方が示されており、この要件を満たした上で、要請元医療機関の管理と責任のもとで搬送を行うため、原則、医師又は看護師の同乗が必要となります。

なお、医療法第 22 条第 9 号、医療法施行規則第 22 条において、地域医療支援病院は救急車又は患者輸送車を備えるべき旨規定されています。

(2) 消防局救急自動車による転院搬送の搬送先医療機関は、原則として、市内の医療機関となります。

(3) 緊急性のない転院搬送については、患者等搬送事業者等を利用してください。

3　救急車の要請手順

(1) 搬送元医療機関は、あらかじめ搬送先医療機関に受入れを確認してください。

(2)「転院搬送依頼書」に必要事項を記入のうえ、FAX により消防局指令課に送信後、119 番通報をしてください。※「転院搬送依頼書」を FAX するいとまがない場合は、119 番通報時にその旨を伝え、後程、「転院搬送依頼書」を消防局指令課あて FAX してください。

(3) 消防局指令課が「転院搬送依頼書」を受信し、救急業務に該当することを確認後、救急車を出動させます。

(4)「転院搬送依頼書」の原本は、到着した救急隊へ渡してください。

4　特別な場合の転院搬送について

(1) 医師又は看護師が同乗できない場合

ア　医師等が同乗しないことについて、本人（家族）の同意が必要です。

イ　搬送救急隊が救急車内で行う必要な処置について、「転院搬送依頼書」に記載したうえで、直接、救急隊に指示するとともに、搬送先医療機関の医師等に連絡をお願いします。

ウ　患者の容態について、搬送先医療機関の担当医師等に十分な説明をお願いします。

(2) 搬送先医療機関が当市消防局の管轄を超える場合

搬送先医療機関が当市消防局の管轄を超え、傷病者の状態が不安定である、もしくは一刻も早い処置が必要と判断される場合は、宮崎県ドクターヘリや宮崎県防災救急ヘリの使用を考慮してください。

転院搬送要請　フローチャート

【転院搬送の要件】
①～④に該当する

いいえ

消防局救急自動車での転院搬送はできませんので、医療機関所有の救急車、患者等搬送事業所又は民間のタクシーなどご利用ください。

はい

【転院搬送の要件】

① 他の専門医療機関において治療の必要がある。
② 緊急に搬送する必要がある。
③ 消防局の救急車以外に適当な搬送手段がない。
④ 医師又は看護師の同乗あり。

（※やむを得ない事情があり同乗できない場合は、下記ア～エのすべてを行うことで転院搬送の要件④に該当することとします。）

ア 搬送救急隊に救急車内での必要な指示を行ってください。
イ 搬送先医療機関の担当医師に傷病者の容態等を十分に説明してください。
ウ 医師等が同乗しないことを本人（家族）に説明して同意を得てください。
エ 上記ア～ウを行ったのち、転院搬送依頼書の1「転院搬送の要件」の確認部分の担当医師欄に署名をお願いします。

※ 搬送先医療機関
が決定している

いいえ

搬送先医療機関の確保をお願いします。
ただし、容態急変等の対応により搬送先医療機関を選定する余裕がない場合には、119 番通報を優先してください。

はい

※ 特殊な疾患等の場合を除き、搬送先地域は、原則、宮崎市内の医療機関です。
搬送先医療機関が当市消防局の管轄を超え、傷病者の状態が不安定である、もしくは一刻も早い処置が必要と判断される場合は、宮崎県ドクターヘリや宮崎県防災救急ヘリを考慮してください。

【転院搬送要請・事前準備】
・原則、宮崎市消防局指令課に転院搬送依頼書を FAX 送信後、119 番により転院搬送依頼をしてください。
・速やかな搬送のため事前準備（ベッドからの移動、搬入口付近での待機等）をお願いします。

【救急隊到着】
・救急車到着後、転院搬送依頼書を救急隊員へ手渡してください。
・患者とともに医師又は看護師の救急車同乗をお願いします。
・救急隊員へ必要な処置等の申し送りをお願いします。